最高裁判所裁判官国民審查公報

昭和五二年

四月

略



昭和二六年七月三日生

所判

奈川県で過ごす。藤沢新潟県長岡市で生まれ 崎支部、 判事補任官 奈川県立湘南高等学校、 最高裁民事局、正官 以後、大阪 藤沢市立藤が岡中学校、東京都、 大阪地裁、 同総務局、 **伤局、東京地裁** 横浜家地裁川

五七年五七年

四 四月

口県立徳山高校を経て、一橋大学法学部を口県周南市生まれ。地元の小学校、中学校、

東京地裁判事部総括局室長、同課長、最高判事任官 以後、東京 判事任官 に勤務。 最高裁審議官を務める

水戸地裁所長最高裁経理局長

八 六年年

四四七三七一八月月月月月月月月 東京高 東京地裁所長 東京高裁判事部総括 裁長官

二五年

さいたま地裁ぎ東京高裁判事

たま地裁所長

二九年年

月

早稲田大学退職(現・名誉教授)弁護士登録(第一東京弁護士会)

早稲田大学大学院法務研究科教授 東京大学退職(現・名誉教授)

お

|一五日 | 大法廷判決|

二六年 五五

八四三九月月月月

を務める。

最高裁総務局長

局参事官、同事(部総括)、

同審議官、

東京地裁判事(部総括)

判事任官

大阪地裁、

東京地裁にお

おいて勤な地裁、最高

成

四一五八七四三月月月月月月月月

東京大学大学院法学政治学研究科教授

東京大学法学部助教授

(刑法専攻)

二二四年年年

日本刑法学会理事長

司法試験委員会委員長

東京大学大学院法学政治学研究科長・法学部

和五一年

東京地裁判事、

広島高裁事務局長、、司法研修所教官、

三四七〇九四月月月月月

最高裁判所判事 東京高裁長官 最高裁事務総長 二四年

二二二 七六五 年 年 年 最高裁判所判事

一の平成二七年一一月二五日最高裁判所において関与した 関与した主要な裁判

反す |期間内における是正がされなかったとはいえず、憲法に違憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったが、合小選挙区選出議員の選挙区割りは、前回の総選挙当時と同 るものとはいえないとした(多数意見)。 四日施行の衆議院議員総選挙当時にお 大法廷判決

一平成二九年最高裁判所に

0

救助の決定を受けた者に支払を猶予

した費用

置情報を検

行うことができない強制の処分である(全員一把握する刑事手続上の捜査であるGPS捜査はらの承諾なく密かにGPS端末を取り付けて位

状がなければ

第三小法廷決定 た主要な裁

き、債券の管理・では、国家賠償法上違法とはいえないとした(多数意見)。は、国家賠償法上違法とはいえないとした(多数意見)。は、国家賠償法上違法とはいえないとした(多数意見)。 民法七三三条一項の規定で成二七年一二月一六日 規定のうち一〇〇日を超えて 立法措置をとらなかった立法不作為こも平成二○年当時において、憲法に足のうち一○○日を超えて再婚禁止期

違法がある(全員

に終了

した場合

において準用する民事訴訟法七三条の規定に基における執行費用の負担は、執行裁判所が、民処分の取消し等により強制執行が目的を達せず

既にした執行

成二九年七

事執行法二〇条

平成二九年九月

二二日

した原審の判断には、

法がある(全員一致)。た原審の判断には、裁判所の合理的な裁量の範囲を逸脱しれ事方の訴訟費用の負担割合を単に乗じて定めるべきもの相手方の訴訟費用の負担割合を単に乗じて定めるべきもの

るが、その取立てをすることができる額を、右猶予した費を負担することとされた相手方から直接取り立てることが

弁済を受けた場合にお

して計算された配当額

こあり、物上保証人の求償権やその他の破産債権について配当さときは、その超過する部分は、当該債権について配当すべきいて計算された配当額が、当該債権の実体法上の残額を超過すが済を受けた場合において、破産手続開始時の債権額を基礎と破産債権者が破産手続開始後に物上保証人から債権の一部の

きるが、

であり、

べきではな

(全員一致)。

るときは、

物上保証人の求償権やそのは、その超過する部分は、当

に提起することができるとした。

が憲法に違反するに至っていたとはいえない(多数意見)。著しい不平等状態にあったものとはいえず、議員定数配分規定区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の平成二八年七月に行われた参議院議員通常選挙の当時、選挙一 平成二九年九月二七日 大法廷判決

した(全員一致、補足意見付加、裁判長)。 又はその濫用となるとはいえず、前記差止めは認められないと行使は、判決で示す事情の下においては、裁量権の範囲を超え前記飛行場における自衛隊機の運航に係る防衛大臣の権限の 平成二八年一二月一九日 大法廷決定

車両に使用者らの承諾なく秘かにGP-平成二九年三月一五日 大法廷判決

なく、遺産分割の対象となるとした(全員一致、補足意見付は、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されること共同相続された普通預金債権、通常貯金債権及び定期貯金債

バル化や価値観の多様化が進み、事実認定の場面でも法解釈のより適正妥当に解決することですが、近年は、様々な分野でグロ裁判の機能は、法的紛争を、法令に基づく透明で公平な手続

心構え

置情報を検索し把握するGPS捜査は、 とができない とした 令状がなければ行うこ S端末を取り付けて位 にたところですが、その職責の重さと難しさをひしひしと感じて を示すという重要な役割を担っており、就任して半年余りが経過 高裁判所は、裁判のプロセスの最終審として個々の事件の最終結 高裁判所は、裁判のプロセスの最終審として個々の事件の最終結 がル化や価値観の多様化が進み、事実認定の場面でも法解釈の場

裁判官としての

発想を持って自分の考えを多角的に検証するよう心掛けてきま

て妥当・

適切

な解決を与えることが求められています。

事件が現在生じており、最高裁はそれらに対し

人々の意識や行動様式の在り様を反映した

様々な法的 経済社会の大

題・ 在り

事就任以来、

日

々

このことを痛感しています。

このように難しい

最高裁判

事件の在り

方に応

考えに耳を傾け、

証拠から認められる事実を

えます。

現在・未来とい 問題・事件の法的

う時間軸の中で変わらずに維持されるべきものと、

な解決に用いるべき基準・考え方には、過去・

て変えていくべきものがありますが、具体的な

それをしっかりと見定めていくことが重要

状況の変化に応じ

これまでも、

重要なものになっていると思います。 心に刻み、 をもって、 み出す紛争等について、 の対立、考え方の対立が厳しさを増しています。 社会情勢が大きく変動 社会事象をできるだけ幅広く 検証可能な形で判断を示す裁判の果たす役割は、 証拠に基づく実証性と法に基づく論理性厳しさを増しています。様々な対立が生 が多様化するに 常に中立公正であることを 0



判所判

所判事

東山中学校を経て東京教育大学新潟県生まれ。東京都目黒区立町

東京都目黒区立鷹番小学校・

(現・筑波大

附属駒場高等学校を卒業。

昭和五五年 四月 札幌南高校に進学し、東北大学法学部を卒業。

室支部等で勤務 最高裁行政局、 釧路家地裁、

同根

四月 判事任官

成

行政部、 高裁を経て、 東京地裁、 調停·借地非訟·建築部、商事部 保全部等の部総括を務める。 札幌地家裁、 再度東京地裁判事。民事通常部、

水戸地裁所長 東京高裁判事 (部総括)

九二四三月月月月 大阪高裁長官

一 平成二八年一二月一九日 大法廷最高裁判所において関与した主要な裁

共同相続された普通預金債権、 大法廷決定

はなく、 平成二九年三月一五日 相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されること 遺産分割の対象となる(全員一致)。 大法廷判決 通常貯金債権及び定期貯金債

は、令状がなければ行うことができない強制処分である(全員置情報を検索し把握する刑事手続上の捜査であるGPS捜査車両に使用者らの承諾なく秘かにGPS端末を取り付けて位

判長)。 した上、その際の考慮要素と判断方法を示した(全員一致・裁る事情を含めた行為全般の状況に照らして検討すべきであると衛における侵害の急迫性の要件については、対抗行為に先行す「為者が侵害を予期した上で対抗行為に及んだ場合、正当防「平成二九年四月二六日」第二小法廷決定

四 平成二八年七月の参議院議員通常選挙について、当時の議員 三 平成二九年七月の参議院議員通常選挙について、当時の議員 三 平成二九年七月二四日 第一小法廷判決 三 平成二九年七月二四日 第一小法廷判決 三 平成二九年七月二四日 第一小法廷判決 でいて定めるべきである(全員一致)。 平成二九年七月一〇日

うことは、特段の事情がない限り、紛争の解決を不当に遅延さをすべき旨の審決等が確定したことを理由に事実審の判断を争主張しなかったにもかかわらず、その後特許請求の範囲の訂正特許権者が、事実審の口頭弁論終結時までに訂正の再抗弁を せるものとして、 こして、許されない(全見特段の事情がない限り、

第二小法廷判決ない (全員一致)。

ではないとした原審の判断には、違法がある(全員一致・裁判行った元職員等に対する求償権の一部を行使しないことは違法教員採用試験において受験者の得点を操作するなどの不正を一平成二九年九月一五日(第二小法廷判決

ず、右規定は、憲法に違反するに至っていたとはいえない(多問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあったものとはいえ分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の | 万規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の分規定の下での選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の平成二八年七月に行われた参議院議員通常選挙当時の定数配平成二九年九月二七日 大法廷判決

また、多様性が増し、変化も著しい現在の社会であるからこそ、ですが、それだけではなく、原告や被告等それぞれの立場に立ち、できが、それだけではなく、原告や被告等それぞれの立場に立ち、たが、その経験から、裁判では、法令及び論理性とともに、誠実たが、れまでの裁判官生活の大部分を裁判の現場で過ごしてきまし裁判官としての心構え

より客観性を磨き、事件の社会的意味をくみ取ることが必要と考 なおさら最高裁においては、意識的に多数の視点から見ることに 議論することを心がけながら、 そのためにも、これまで以上に視野を広げ、 バランスのとれた適正な判

最高裁 判

あつし

昭和二八年一一月六日生

略

北海道上川管内の東川町生まれ。

自然豊かな

釧路、室蘭等で少年時代を過ごした後、

昭和二七年七月三日生

最高裁判所 判 ていたということはできないとした(多数意見)。選挙区選出議員の議員定数配分規定は、憲法に違反す平成二八年七月一〇日施行の参議院議員通常選挙に

(多数意見)。は、憲法に違反するに

見)。 が憲法に違反するに至っていたとはいえな著しい不平等状態にあったものとはいえず、区間における投票価値の不均衡は、違憲の問

とはいえないとした(多数意はいえず、議員定数配分規定、違憲の問題が生ずる程度の院議員通常選挙の当時、選挙

平成二八年七月に行われた参議院議員通常選挙の当時、

大法廷判決

裁判官の令状がなければ行うことができない処分であると

侵害を可能とする機器をその所持品に秘かに装着することに

よって、意思に反してその私的領域に侵入する捜査手法であり、

置情報を検索し把握するGPS捜査は、

個人のプライバシーの一名端末を取り付けて位

四 平成二九年四月六日 第一小法廷判決

当たっては、

予断を持たずに事件に取り組み、判決等で具体的な理由を示すに

2を尽くしていきたいと思っています。 最終審として当事者双方に説明責任を果たす内容と

合い、よりよい判断・解決のため誠実に職務を果たしていく覚悟としての判断の重さを更に自覚し、一つ一つの事件に謙虚に向き、最高裁判所判事に就任して約一年三か月経過しました。最終第一でいきたいと考えています。

最高裁判事の職に就いて以来、その責任の重さを感じてきました。 件、先例がなく新判断が求められている事件も少なくありません。

ていき 弁護士

い、かつ、健全な社会常識に適う出身の裁判官であることの自覚と

碱に適う法律の気の自覚と誇りをは

1の解釈・適りを持って、

適用に努め、正義と公

の事件も最終的な決着が求められます。

社会的に影響の大きな事

判官としての心構え

○年間、弁護士の活動から培っ

た経験や市民感覚を踏まえ、

最高裁にはさまざまな紛争についての不服が申し立てられ、

最高裁判所裁判官国民審查公報

見付加)。 二四条二項に違反するに至っていたとした

平

成二七年一二月一六日

「夫婦は、

る。」と規定する民法七五〇条は、憲法一三条、一四条一項、夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を

あるとして、これと異なる判断をした高裁判決を破棄して自判に当たるか否かは、一棟の共同住宅等ごとに判断すべきものでるために独立的に区画された部分が一○○以上ある共同住宅等地方税法施行令附則六条の一七第二項にいう居住の用に供す平成二八年一二月一九日 第一小法廷判決

のは、

て配当すべきであり、物残額を超過したときは、

一 平成二八年一二月一九日 第一小法廷判決一 平成二八年一二月一九日 第一小法廷判決 一致、裁判長)。 おを表す図画等を表示すること等を禁止した同条例七条二号のなく、また、風俗案内所の外部等に、接待風俗営業に従事するなく、また、風俗案内所の外部等に、接待風俗営業に従事する

六条一項一号の各規定は、憲法とを定めた京都府風俗案内所の

憲法二二条一

規制に関する条例三条一

項に違反するものでは、する条例三条一項、一

る風俗案内所の営業を禁止し、

児童福祉施設等の敷地から二〇〇

違反者に対して刑罰を科するこから二○○m以内の区域におけ

)m以内(

間を設ける部分は、平成二〇年当時にお

に至っていたとした(多数意見、補足意成二○年当時において、憲法一四条一項、規定のうち一○○日を超えて再婚禁止期

法一四条一項等に違反するものというおける是正がされなかったとはいえず、求に反する状態にあったが、憲法上要求

(多数意見)。

平

民法七三三条一項の平成二七年一二月一

大法廷判

小選挙区選出議員の選挙区割りは、

関与した主要な裁判

- 負等に違反するものということはできないとした止がされなかったとはいえず、公職選挙法の規定が憲と状態にあったが、憲法上要求される合理的期間内に会状態にあったが、憲法上要求される合理的期間内に会出議員の選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要に十一月二五日 大法廷判決

二二二 七六 年年 年

二七三一月月月

 $\frac{1}{2}$ $\frac{1}{2}$ $\frac{1}{2}$

年 年 年

一 〇 四 月 月 月

新宿区区民の声委員会委員(苦情処理機関法務省人権擁護委員

最高裁判事 大阪高裁長官

に、て生じた温泉施設の爆発事故について、建設会社の設 があったとして、業務上過失致で易望り でき業務上の注意義務があったとして、業務上過失致で易望り でき業務上の注意義務があったとして、業務上過失致で 計担当者には、結露水の水抜き作業の必要性等に関する情報を 対立を認めた(全員一女、間上に、 は、お露水の水抜き作業の必要性等に関する情報を があったとして、業務上過失致で易望い を は、結露水の水抜き作業の必要性等に関する情報を があったとして、業務上過失致で易望い を は、結露水の水抜き作業の必要性等に関する情報を があったとして、業務上過失致で易望い に は、結露水の水抜き作業の必要性等に関する情報を があったとして、業務上過失致で易望い

例は変更すべきであり、されることはなく、遺産権は、いずれも、相続開

棄して差し戻した(全員一致、

車両に使用者らの承諾なく秘かにGP・平成二九年三月一五日・大法廷判決成立を認めた(全員一致、補足意見付加

ガス抜き配管内で結露水が滞留してメタンガスが1 平成二八年五月二五日 第一小法廷決定二四条に違反しないとした(多数意見)。

した(全員一致、

裁判長)。

平成二八年一二月一九日

大法廷決定

共同相続された普通預金債権、

昭和五二年

四月

判事補任官 東京地裁、最高裁刑事品等学校、東京大学法学部を卒業市)で過ごした後、東京に転居し、地北海道赤平市で生まれ、道内(札幌市

四月

判事任官 最高裁所書記官研修所、

最高裁調査官、

、東京高裁判事、東京官、司法研修所教官、

平 昭和四九 五二二年年年

一四四四三月月月月月

富山地家裁で勤務

最高裁刑事局、

地裁判事(部総括)、 最高裁刑事局第一課長、

最高裁秘書課長兼広報課

六三年年

東京弁護士会人事委員会委員長可法研修所民事弁護士会司法修習委員会委員長東京弁護士会司法修習委員会委員長東京弁護士会司法修習委員会委員長東京弁護士会録(東京弁護士会)

地裁所長 刑事局長、 略



判

昭和二七年六月二三日生

略

(札幌市、

都立富士 三笠

私立立教中学校を経て、同立教高校を卒業の三男として生まれ育ち、同区立鶴巻小学校、東京都新宿区において家庭金物卸売業の家庭

立教大学法学部卒業

判 ざわ 所判

略

、府立天王寺高校を卒業で育ち、市立島屋小学校、周南市)生まれ。父の仕事

九年 三月 四月 市立天王寺中学校、府立天の関係により大阪で育ち、山山県徳山市(現周南市) 京都大学法学部卒業

課長、条約司を与せ、アジア局南東アで国大使館に勤務し、アジア局南東アで士)後、シンガポール、ソ連、米国ニー・ジンフォード大学にて研修(条約局長(後に国際法局長) 北米局参事官、 条約局審議官を経て

ルランド特命全権大使

外務大臣官房長駐アイルランド特

内閣官房副長官補

駐英特命全権大使 在英日本国大使館特命全権公使

二二二二二年年年

成一 二〇年年 四一二九一八九月月月月月月月

一 平成二九年九日最高裁判所において のような場合に の担保として提 産手続開始後に て保証したが、 ては、 を基礎として 信用保証協会 破産手続開 従来かり に破産債権者間の配当をどのようにすべきかにつに破産債権者間の配当をどのようにすべきからの解釈上争いがあったが、この決定であり、物上保証人の求償権やその他の破産債権であり、物上保証人の求償権の額として確定したものが当該債権の実体法上の対別に破産債権者間の配当をどのようにすべきかにつ 物上保証人(自己所有の不動産を破産者の債務同会社が破産したため代位弁済し、その後、破が、金融機関が会社に対して行った融資につい 同会社が破産したため代位弁済しが、金融機関が会社に対して行っ 関与した主要な裁判 最高裁判所判事 から債権の 一部の弁済を受け いた。こ

を表示していたとは の当時、選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が の当時、選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が を表示に対し、一人一票の原則及び投票価値の 平等原則(その追求は国際標準であり国際的潮流でもある)に 平等原則(その追求は国際標準であり国際的潮流でもある)に 平等原則(その追求は国際標準であり国際的潮流でもある)に の当時、選挙区間における投票価値の不均衡は、違憲の問題が を表示したとはできないとした上で、同選挙 数意見には完全には与することができないとした上で、同選挙 を表示したとまでの解消がなされなかったことが国会の裁量 を表示したとは、平成二八年七月に行われた参議院議員通常選挙 を表示したとは、平成二八年七月に行われた参議院議員通常選挙 一 平成二九年九月について配当すべ 選挙に向けて較 選挙に向けて較差縮小のプロセスが継続されることを期待する投票価値の平等原則の重みを十分に踏まえ、平成三一年の通常権の限界を超えるとまではいえず、国会において、引き続き、 との意見を付

裁判のため、平成に留め、世界の中の まで世界の としての経験を少 最終審である最大 いろい る中で、人生は「一期一会」の気持を持って、常いろな場所に住み、いろいろな人と出会い、いろ少しでも活かしていきたいと思っています。これ成二八年六月まで四二年間外交に携わった行政官中の日本という視点を踏まえながら、公平公正な中の日本という視点を踏まえながら、公平公正な中の日本という視点を踏まえながら、公平公正な中の日本という視点を踏まえながら、公平公正な中の日本には、 人生は「一期一会」の気持を持って物所に住み、いろいろな人と出会い、

はやし 判所

判

昭和二六年二月八日生

票

、在英日本国大使館公ジア局南東アジア第二、ソ連、米国の各日本

国の各日本(政治学修

##